



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年9月10日火曜日 第37号

◇ 目 次 ◇

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	（保健福祉課）... 448
指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....	（ " ）... 448
指定医療機関の廃止の届出.....	（ " ）... 448
指定施術機関の廃止の届出.....	（ " ）... 449
保安林の指定施業要件の変更.....	（森林整備課）... 449
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....	（経営支援課）... 449
同意の成立（漁獲共済）.....	（漁政課）... 450
都市計画の変更に係る図書の写真の縦覧.....	（都市計画課）... 450
土地改良事業の計画の変更の認可（2件）.....	（東予地方局農村整備課）... 451
道路の区域変更（県道蕪崎土居線）.....	（東予地方局四国中央土木事務所）... 451
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 451
土地改良区の定款変更の認可.....	（南予地方局農村整備課）... 451

告 示

○愛媛県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

令和元年9月10日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社こころ	新居浜市中村一丁目10番23号	訪問介護事業所こころ	（変更後） 新居浜市中村二丁目4番25号	平成28年4月1日
			（変更前） 新居浜市中村一丁目10番29号	

○愛媛県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

令和元年9月10日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社こころ	新居浜市中村一丁目10番23号	訪問介護事業所こころ	（変更後） 新居浜市中村二丁目4番25号	平成28年4月1日
			（変更前） 新居浜市中村一丁目10番29号	

○愛媛県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年9月10日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
泉内科	東温市南方1595番地2	令和元年6月30日

今治東歯科医院	今治市郷桜井四丁目2-8	令和元年8月1日
---------	--------------	----------

○愛媛県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年9月10日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関		廃止年月日
氏 名	住 所	
玉井 心	伊予郡松前町南黒田647	令和元年5月19日

○愛媛県告示第495号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年9月10日

○愛媛県告示第496号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年9月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
太陽市	松山市湊町八丁目12番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	えひめ中央農業協同組合 代表理事 宮内 公一郎	えひめ中央農業協同組合 代表理事 福島 幸則	令和元年 6月21日	令和元年 8月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	えひめ中央農業協同組合 代表理事 宮内 公一郎	えひめ中央農業協同組合 代表理事 福島 幸則		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第497号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年9月10日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
今治市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
今治市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
太陽市	松山市湊町八丁目12番地1 外	駐輪場の位置及び収容台数	3箇所 76台	2箇所 80台	令和元年 9月23日	令和元年 8月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第498号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年9月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
ダイレックス三津店	松山市高山町3370番外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 真方 宏司	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	令和元年 5月1日	令和元年 8月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第499号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年9月10日

愛媛県知事 中村時広

区 域	区 分
南内海区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧南内海漁業協同組合の地区）	総トン数10トン未満の漁船により、主としてまき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧

に供する。

令和元年9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和元年9月2日認可した。

令和元年9月10日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市大生院土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和元年9月2日認可した。

令和元年9月10日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	蕪崎土居線	四国中央市土居町土居2698番1地先から 同町中村640番6地先まで	旧	メートル 13.2～22.7	キロメートル 0.175	
			新	9.7～13.2	0.105	

○愛媛県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蕪崎土居線	四国中央市土居町土居2698番1地先から 同町中村640番6地先まで	令和元年9月10日

○愛媛県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西予市明浜町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年9月10日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀